

国土交通省首都直下地震対策計画 新旧対照表

令和 7 年 6 月

修正前	修正後
第 3 章 首都直下地震発生時における応急活動計画 3－1 首都中枢機能の継続 （１）活動可能な体制の構築 （略） ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し、業務継続計画に基づいた輸送・配分を行う。 （略） 3－2 避難支援（住民等の安全確保） （１）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 ○地震発生直後、震度 6 強以上の揺れ等により、都心部を囲むように多数分布している老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの<u>家屋</u>が全壊・半壊となる。特に、東京都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所です同時出火し、環状 6 号～ 8 号線沿線等に広範に連担している木造住宅密集市街地などを中心に、大規模な延焼火災により数万棟が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の改善整備	第 3 章 首都直下地震発生時における応急活動計画 3－1 首都中枢機能の継続 （１）活動可能な体制の構築 （略） ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し、業務継続計画に基づいた<u>確保</u>や輸送・配分を行う。 （略） 3－2 避難支援（住民等の安全確保） （１）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 ○地震発生直後、震度 6 強以上の揺れ等により、都心部を囲むように多数分布している老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの<u>建物</u>が全壊・半壊となる。特に、東京都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所です同時出火し、環状 6 号～ 8 号線沿線等に広範に連担している木造住宅密集市街地などを中心に、大規模な延焼火災により数万棟が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の改善整備

修正前	修正後
といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。	といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。
(略)	(略)
・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さを道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。	・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、<u>防災情報通信ネットワークの整備</u>を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ<u>等</u>を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。
(略)	(略)
・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。	・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造<u>住宅</u>密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた<u>多重防護</u>の推進に取り組む。	・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた<u>多重防御</u>の推進に取り組む。
(略)	(略)

修正前	修正後
3－3 所管施設・事業者における利用者等の安全確保 (1) 列車や航空機等の安全確保 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・新幹線の耐震対策は概ね完了し、在来線については<u>平成34年度末までの主要駅及び主要路線の耐震対策の概ね完了に向け鉄道事業者を指導する。</u>また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線については脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間<u>の</u>指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、<u>各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。</u> (略)	3－3 所管施設・事業者における利用者等の安全確保 (1) 列車や航空機等の安全確保 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・<u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。</u>在来線については主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「<u>特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令</u>」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。<u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</u>また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線については脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、<u>鉄道事業者に対し、対応策を指導する。</u> (略)

修正前	修正後
(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) ○<u>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、</u>地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。 (略) ・災害情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。 (略) ・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（JNTO）の<u>グローバルサイト</u>における発信やJNTOのTICにおける多言語の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。 (略)	(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) ○地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。 (略) ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。 (略) ・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（JNTO）の<u>ウェブサイト等</u>における発信やJNTOコールセンターにおける多言語の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。 (略)

修正前	修正後
3－4 被災状況等の把握 (1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・自動二輪車による迅速な施設点検を行うため、車両の<u>計画的な</u>取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。 (略) (2) 全国からのTEC－FORCE派遣 ○「首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画 (H29.8策定)」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣と応急対策活動を実施する。 (略) 3－5 被災者の救命・救助 (2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 <平時から準備しておくべき事項>	3－4 被災状況等の把握 (1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・自動二輪車<u>や自転車</u>による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。 (略) (2) 全国からのTEC－FORCE派遣 ○首都直下地震におけるTEC－FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC－FORCEを派遣と応急対策活動を実施する。 (略) 3－5 被災者の救命・救助 (2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 <平時から準備しておくべき事項>

修正前	修正後
・ <u>官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。</u> (略) ・ <u>様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。</u> (略)	・ <u>自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。</u> (略) ・ <u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。</u> (略)
3－6 被害の拡大防止・軽減 (6) 災害対策用機械の大規模派遣 ○「<u>首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画（H29.8策定）</u>」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。	3－6 被害の拡大防止・軽減 (6) 災害対策用機械の大規模派遣 ○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。

修正前	修正後
(略) 3－7 被災した地方公共団体支援 (1) リエゾンの派遣 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、<u>「首都直下地震におけるTEC－FORCE活動計画（H29.8策定）」</u>に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 ・本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。 (略) (2) 情報通信機材等の派遣 ○「<u>首都直下地震におけるTEC－FORCE活動計画（H29.8策定）」</u>に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、速やかに、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共	(略) 3－7 被災した地方公共団体支援 (1) リエゾンの派遣 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、首都直下地震におけるTEC－FORCE活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 ・本省からのリエゾンの派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。 (略) (2) 情報通信機材等の派遣 ○首都直下地震におけるTEC－FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から速やかに、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB 等の情報通

修正前	修正後
BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び<u>の</u>出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に対応する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。 (略) 3－8 被災者・避難者の生活支援 (1) 避難者に必要な物資の広域輸送 (略) ○地震に伴う土砂災害や津波による道路の寸断等により、山間部や沿岸部、または離島において集落の孤立が発生するおそれがある。 そのため、国土交通省は、緊急調査等により集落孤立の状況を速やか把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。 (略)	信機材を派遣し、被災状況の把握及び出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に対応する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材や<u>災害対策資材</u>を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。 (略) 3－8 被災者・避難者の生活支援 (1) 避難者に必要な物資の広域輸送 (略) ○地震に伴う土砂災害や津波による道路の寸断等により、山間部や沿岸部、または離島において集落の孤立が発生するおそれがある。 そのため、国土交通省は、緊急調査等により集落孤立の状況を速やか<u>に</u>把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。 (略)

修正前	修正後
・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等を重点的に推進する。 (略) (3) 生活用水と衛生環境の確保 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。 ・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。 (4) 被災者向け住宅等の供給体制の整備	・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等<u>の対策</u>を重点的に推進する。 (略) (3) 生活用水と衛生環境の確保 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における<u>災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源として</u>の地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、<u>浄水場及び</u>下水処理場や管路が致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。 ・生活用水が不足する事態に備え、可搬式<u>浄水施設・設備</u>の設置等について検討するなど対策を進める。 (4) 被災者向け住宅等の供給体制の整備

修正前	修正後
○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型<u>応急仮設住宅</u>」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。 （略） 3－9 施設等の復旧、首都圏の復興 （3）迅速な復興に向けた支援 （略） ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に<u>市街地復興計画</u>を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） （4）担い手の確保・育成 （略）	○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。 （略） 3－9 施設等の復旧、首都圏の復興 （3）迅速な復興に向けた支援 （略） ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に<u>復興まちづくりを行える</u>よう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） （4）担い手の確保・育成 （略）

修正前	修正後
＜平時から準備しておくべき事項＞ (新規) (新規) (略) ・ <u>政府として策定した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を、全ての関係者が遵守すべき共通ルールとして、建設業に携わる全ての関係者に対して周知・徹底する。</u> ・ <u>国土交通省として策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」について、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開する。</u> ・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 (略) 第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策	＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ <u>令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。</u> ・ <u>令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</u> (略) (削除) (削除) ・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 (略) 第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策

修正前	修正後
4－1 強い揺れへの備え (1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等 (略) ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、<u>改正</u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、<u>住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。</u> (略) (2) 公共施設の耐震化等 (略) ・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。 (略)	4－1 強い揺れへの備え (1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等 (略) ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、<u>耐震性の不足する住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。</u> (略) (2) 公共施設の耐震化等 (略) ・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、<u>水道施設及び下水道施設の耐震化</u>・液状化対策を推進する。 (略)

修正前	修正後
(3) 地震観測の充実と長周期地震動対策 (略) ・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。 (略) 4－2 巨大な津波への備え (1) 避難路・避難場所の確保等 (略) ・ <u>地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、支援する。</u> (略) ・ 被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。 (略)	(3) 地震観測の充実と長周期地震動対策 (略) ・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する<u>予報及び</u>観測情報を発表する。 (略) 4－2 巨大な津波への備え (1) 避難路・避難場所の確保等 (略) (削除) (略) ・ 被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、<u>水道施設及び</u>下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。 (略)

修正前	修正後
・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。 （２）津波防災地域づくりの推進 ○津波防災地域まちづくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 （略） （３）津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等 （略） ・特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の浸食対策を推進する。	・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定（平成２９年７月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 （２）津波防災地域づくりの推進 ○津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 （略） （３）津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等 （略） ・特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の浸食対策を推進する。

以上